

報告第 29 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 3 日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第16号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和6年7月26日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定及び和解について

学校施設管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

1 事故発生の日時

令和6年5月16日 午後6時50分

2 事故発生の場所

つくば市天久保一丁目9番地1つくば市立吾妻中学校

3 相手方

(1) 住所 茨城県筑西市■■■■■■■■■■

(2) 氏名 ■■ ■■

4 事故の概要

つくば市立吾妻中学校において、相手方が道路から駐車場に入ろうとした際、強風にあおられた門扉が相手方車両に接触し、左側前方バンパーを破損させたも

の

5 損害賠償額

金 57,024 円

6 和解の概要

(1) つくば市は、相手方に対し、金 57,024 円を支払う。

(2) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。